

## ポイント②

# 出産育児一時金の費用の一部を 後期高齢者の保険料から支援します

- 少子化に歯止めをかけ、子育てを全世代で支援するため、**出産育児一時金を全世代で支え合う仕組みが令和6年4月から始まりました。**
- **出産育児一時金に必要な費用のうち一部(7%)を、後期高齢者の保険料から支援することになります。**なお、後期高齢者医療制度が創設された平成20年4月より前は、出産育児一時金を含め、子ども関連の医療費については高齢者世代も負担していました。
- 7%という割合は、後期高齢者と現役世代の保険料負担の金額をもとに設定されています。
- なお、令和6・7年度については、負担の急激な増加をやわらげるため、後期高齢者の負担は半分の**3.5%**となります。



出産育児一時金の費用  
全世代の保険料により負担

後期高齢者  
医療制度※

7%

(約260億円)  
令和6、7年度は3.5%

現役世代  
(74歳以下の方)

※65~74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含みます。

# 保険料負担の急激な増加をやわらげる措置があります

令和6年度からの制度見直しに伴う、新たなご負担に関しては、

- 1 被保険者の約6割の方<sup>(※1)</sup>(例：年金収入153万円相当以下の方)は、**制度見直しに伴う増加はありません。**<sup>(※2)</sup>
- 2 一定以下の収入の方(例：年金収入153万円～211万円相当の方)は、収入に応じてご負担いただく定率部分(所得割)について、**令和6年度は制度見直しに伴う増加はありません。**<sup>(※2)</sup>
- 3 収入が高い方(約1,000万円を超える方)は、保険料負担の年間上限額(賦課限度額)について、**段階的に引き上げられます(令和6年度は73万円、令和7年度は80万円)。**<sup>(※3)</sup>

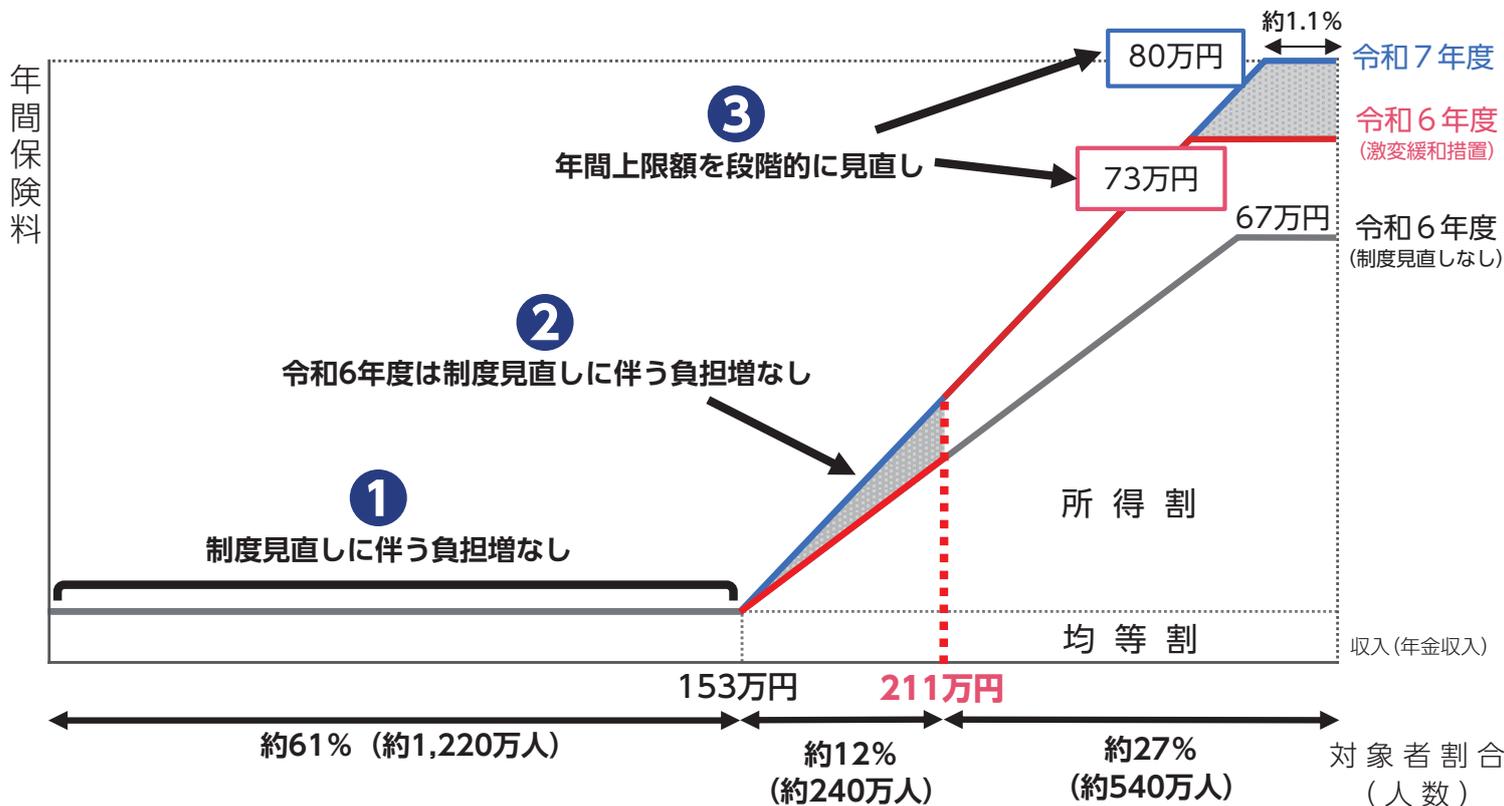
※1 収入にかかわらずご負担いただく定額部分(均等割)のみを負担している方

※2 制度の見直し以外の要因(人口構成の変化や医療費の増加等)により、保険料額が増加することもあります。

※3 賦課限度額の段階的引き上げの対象となる方は、以下の通り。

① 令和6年4月1日より前から後期高齢者医療制度の被保険者であった方

② 令和6年度中に障害認定を受け後期高齢者医療制度の被保険者である方



※あくまで全国的な激変緩和措置の概要であり、各広域連合によって額や率等の詳細は異なります。

## 保険料の見直しに関するお問い合わせ

今回の制度の見直しの背景等に関するご質問等は、

**厚生労働省コールセンター (0120-122-140)**

※対応時間：月曜日～土曜日 9時～18時(日曜日・祝日・年末年始は休業)

※運用期間：令和6年6月～令和7年3月

ご自身の保険料額の計算等に関するご質問等は、

●各都道府県の「後期高齢者医療広域連合」または

●お住まいの市区町村の「後期高齢者医療担当窓口」まで